府　令

○内閣府令第四十七号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び国際室」を「、国際室及び国際連携・協力室」に改め、同条第四項第一号中「（国際政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第六項第一号中「関すること」の下に「（国際政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号を削り、同条中第十八項を第二十項とし、第八項から第十七項までを二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8　国際連携・協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち経済上の連携に関する事務の総括に関すること。

二　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

9　国際連携・協力室に、室長を置く。

第七条の見出し中「リスク管理検査室」を「リスク管理検査室等」に改め、同条第一項中「リスク管理検査室」の下に「及び情報・分析室」を加え、同条中第十五項を第十七項とし、第四項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　情報・分析室は、金融検査の実施に必要な金融機関及び金融システムのリスクに係る情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　情報・分析室に、室長を置く。

第十四条第一号中「限る」を「限り、市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く」に、「、第三号」を「及び第三号」に、「及び第十八条第八項」を「並びに第十八条第八項」に改め、「市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するもの並びに」を削る。

第十八条第一項中「統括検査官六人」を「統括検査官七人」に、「百四十九人」を「百五十五人」に、「百八十三人」を「百八十五人」に、「三百十八人」を「三百二十人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年七月一日から施行する。

省　令

○経済産業省令第三十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第百十二条中「経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室」を「経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室」に改める。

第百十五条第一項中「経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室」を「経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

○経済産業省令第三十四号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条見出し及び同条第一項中「情報公開推進室並びに」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第五条見出し及び同条第一項中「情報システム室」の次に「、情報公開推進室」を加え、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　情報公開推進室は、経済産業省の保有する情報の公開に関する事務をつかさどる。

5　情報公開推進室に、室長を置く。

第二十二条の見出し中「技術調査室」を「技術政策企画室」に改め、「統括技術戦略企画官及び」を削り、同条第一項中「技術調査室」を「技術政策企画室」に、「三人を置き、技術戦略企画官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括技術戦略企画官とする」を「二人を置く」に改め、同条第二項中「技術調査室」を「技術政策企画室」に改め、同条第二項第二号を第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　鉱工業の科学技術に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発課の所掌に属するものを除く。）。

第二十二条第三項中「技術調査室」を「技術政策企画室」に改め、同条第七項を削る。

第二十四条の見出しを「（大学連携推進室及び企画官）」に改め、同条第一項中「技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に、「企画官」を「大学連携推進室及び企画官」に改め、同条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る人材の育成に関する事務のうち鉱工業の科学技術の進歩及び改良を図るためのものに関すること。

二　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。

三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。

3　大学連携推進室に、室長を置く。

第二十五条中「知的基盤課」を「基準認証政策課」に改め、同条第二項中「適正な計量の実施の確保に関する事務（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。

二　計量行政審議会の庶務に関すること。

第二十六条見出し及び第一項中「環境調和産業推進室」を「環境調和産業・技術室」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　環境調和産業・技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境指導室の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策のうち、地球環境保全に関する技術の進歩及びその普及に関すること。

第二十六条第五項中「環境調和産業推進室」を「環境調和産業・技術室」に改め、同条第六項中「環境経済室」を「環境調和産業・技術室及び環境経済室」に改める。

第三百四十九条の二を次のように改める。

（海外展開支援室）

第三百四十九条の二　創業・新事業促進課に、海外展開支援室を置く。

2　海外展開支援室は、中小企業の海外における事業の展開の促進に関する事務をつかさどる。

3　海外展開支援室に、室長を置く。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、亜細亜評議會から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分～平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝